



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 739 平成13年和歌山県告示第748号（和歌山県情報公開条例施行規則の規定による知事が定める法人）の一部改正 (総務課)..... 1
- 740 清算法人生馬土地改良区の清算人の就任 (農業農村整備課)..... 1
- 741 保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課)..... 1
- 742 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 ( " )..... 2
- 743 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定の解除 (港湾空港振興課)..... 2
- 744 港湾法による放置等禁止区域の指定 ( " )..... 2
- 745 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託 (教育委員会)..... 3

## 告 示

### 和歌山県告示第739号

平成13年和歌山県告示第748号（和歌山県情報公開条例施行規則の規定による知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

令和6年7月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

告示中「公益社団法人和歌山県体育協会」を「公益社団法人和歌山県スポーツ協会」に改める。

### 和歌山県告示第740号

清算法人生馬土地改良区の清算人に次の者が就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和6年7月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

就任した清算人

- |      |                    |
|------|--------------------|
| 氏 名  | 住 所                |
| 木本眞次 | 西牟婁郡上富田町生馬1709番地の2 |
| 木村勝彦 | 西牟婁郡上富田町生馬2204番地   |
| 田中達也 | 西牟婁郡上富田町生馬2586番地   |

### 和歌山県告示第741号

令和6年和歌山県告示第629号（以下「告示第629号」という。）で告示した保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年7月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方

今西功

- 2 解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び解除の理由  
告示第629号のとおり

**和歌山県告示第742号**

令和6年和歌山県告示第630号（以下「告示第630号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年7月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方

新宅純一

野地妙子

木下ミヤ

中植好子

溝口貴美

- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第630号のとおり

**和歌山県告示第743号**

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号）第8条第4項の規定により、次のとおり重点調整区域の指定を解除し、令和6年9月1日から適用することとしたので、同条第5項の規定により準用する同条第2項の規定により公示する。

令和6年7月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

重点調整区域の指定を解除する区域

平成20年和歌山県告示第1586号（和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定）で公示した和歌山下津港海南地区及び冷水地区の港湾区域内の重点調整区域のうち、別図に示す区域

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

**和歌山県告示第744号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、放置等禁止区域（港湾区域、港湾隣接地域又は臨港地区のうち、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認める区域をいう。以下同じ。）及び当該放置等禁止区域における放置等禁止物件（みだりに、捨て、又は放置してはならない船舶その他の物件をいう。以下同じ。）を、次のとおり指定し、令和6年9月1日から適用することとしたので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年7月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 放置等禁止区域に指定する区域

和歌山下津港海南地区及び冷水地区の港湾区域のうち、別図に示す区域

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾

事務所に備え置いて縦覧に供する。

2 放置等禁止物件に指定する物件

船舶（第1号から第6号までに掲げるものを除く。）及びその係留の用に供する工作物

- (1) 国又は地方公共団体の所有する船舶
- (2) 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船
- (3) 専ら海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶
- (4) 専ら港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶
- (5) 専ら内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶
- (6) しゅんせつ船その他の作業船

---

**和歌山県告示第745号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の者を指定公金事務取扱者として指定し、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年7月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定公金事務取扱者として指定した者

- (1) 名称 三菱HCキャピタル債権回収株式会社
- (2) 事務所の所在地 東京都港区西新橋一丁目3番1号

2 委託した公金事務

和歌山県修学奨励金の貸付金の償還金に係る未収金のうち県の指定するものの収納事務

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和6年7月8日

4 委託期間

令和6年7月8日から令和9年3月31日まで